

バス停留所の抽出

運輸支局等

都道府県
バス協

バス事業者

警察署

- ① 運輸支局は、バス協会及びバス事業者とともに以下の条件のバス停を抽出する。
【条件】 バスがバス停留所に停車した際、
交差点又は横断歩道にバスの車体がかかるバス停留所
交差点又は横断歩道の前後5メートルの範囲にバスの車体がかかるバス停留所
- ② バス事業者は、運転士のヒヤリハット情報やこれまで営業所等に蓄積された情報に基づく交通安全上問題と思われるバス停留所その他各都道府県の実情に応じて対策が必要と考えられるバス停留所を抽出。
- ③ 運輸支局は、①及び②のほか、地域住民やバス利用者から交通安全上問題と思われるバス停留所についての意見を募集する。

合同検討会（事務局：運輸支局）の開催

運輸支局等

都道府県
バス協

都道府県
警察本部

地方自治体・
道路管理者等

運輸支局がとりまとめた抽出リスト（優先度判定前）を合同検討会の関係者間で共有し、運輸支局及びバス事業者が、警察、道路管理者、地方自治体等の協力を得て安全上の優先度の判定を実施。

①バス停留所の安全点検、安全上の優先度の判定

運輸支局及びバス事業者は、抽出したバス停に関する情報を踏まえ、必要に応じ地図上又は現場において、その安全性について確認し、安全上の優先度を判定。（既に安全上のハード対策がとられているものは除く。）

運輸支局等

バス事業者（営業所等）

協力・
調整

関係機関

合同検討会ごとにとりまとめ、公表

事業者	バス停	優先度
〇〇バス	〇〇バス停	A
△△バス	△△バス停	B
□□バス	□□バス停	C

②安全上の優先度に応じた対策の検討

運輸支局及びバス事業者は、関係行政機関等と連携しながら、安全上の優先度を判定したバス停ごとに、講ずべき内容、主体等の安全対策を決定する。

（バス停を存置した上でのハード対策又は横断歩道を存置した上でのハード対策など）

地方自治体・
道路管理者等

協力・
調整

運輸支局等

バス事業者（営業所等）

協力・
調整

警察署

個々のバス停に係る対応方針や進捗状況の報告

1. 対応方針の公表

合同検討会は、バス停ごとに検討され、現場から報告された対策内容を確認し、各バス停ごとに講ずる安全対策の内容を公表する。

2. 対策の進捗状況のフォローアップ

定期的に合同検討会を開催し、各バス停に係る安全対策の検討状況や対策実行の進捗状況等について、関係者間で情報共有を行い、内容を公表する。